

平成 17 年度 第 1 回大和市国民保護協議会議事録

◆司会(土田チーフ)

本日は、公私ともご多忙のなか、大和市国民保護協議会にご参会を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様にも、あらかじめ申し上げます。通常ですと、冒頭に、会長からごあいさつを申し上げた上で議事に入るところでございますが、本協議会は本日が初めての会議でございますので、本題に入ります前に、本日お集まりの委員の皆様への委嘱状の交付を土屋侯保大和市長から行います。その後、本協議会の運営につきまして、ご審議を頂いた上で、あらためて本題に入らせて頂きますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、委嘱状の交付を行います。委嘱状の交付につきましては、国民保護法に規定されています選出区分に基づきまして委員名簿を作成しております。おそれいりますが、その名簿順に、選出区分、所属機関名とお名前をお呼び致しますので、その場でご起立頂き、お受け取り下さい。まずはじめに「防衛庁長官が指定した自衛隊に属する者」としまして、陸上自衛隊第四施設群長 渡邊一弘 様、以後、市長からの委嘱状の交付につきましては、お名前のみ、読み上げさせていただきます。続きまして「都道府県の職員」としまして、神奈川県県央地域県政総合センター所長 長田誠 様、神奈川県大和保健福祉事務所副所長 芳村周平 様、神奈川県警察本部大和警察署長 相澤清 様、続きまして「教育委員会の教育長及び消防長」としまして、大和市教育委員会教育長 國方光治 様、大和市消防長 幟川泰夫 様、続きまして「市町村の職員」としまして、大和市収入役 鎌田大作 様、大和市立病院長 大宮東生 様、大和市企画部長 井上昇 様、大和市保健福祉部長 角野秀樹 様、続きまして「指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員」としまして、小田急電鉄株式会社大和駅長 近藤和弘 様、相模鉄道株式会社大和管区長 和田潤一郎 様、東京急行電鉄株式会社長津田駅長 鷹野健治 様、続きまして「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」としまして、相鉄バス株式会社運輸部長 杉山浩 様、大和市消防団長 鈴木茂雄 様、社団法人大和市医師会長 菊田稔 様、大和ラジオ放送株式会社代表取締役社長 竹下連幸 様、大和市自治会連絡協議会長 小林勝 様、大和市自治会連絡協議会副会長 柴田保 様は、本日ご都合により、ご欠席されております。また、同じく 小島一利 様、鈴木久次郎 様におかれましても、ご都合によりご欠席されております。航空安全等対策専門家会議委員 茅根勉 様、なお、本協議会にご出席を頂いております、海上自衛隊 様におかれましては、防衛庁長官のご同意が手続き上必要となりますので、協議会にはご出席を頂いておりますが、防衛庁長官のご同意を頂いておりませんので、ご同意後に委嘱をさせていただきます。

また、神奈川中央交通株式会社 様におかれましては、神奈川県内の各市町村から委員委嘱の依頼を受けた後に、委員を選出したいとのご意向がございますので、正式にご回答を頂いた後に委嘱をさせていただきますので、ご了承下さい。以上で、大和市国民保護協議会委員の委嘱状交付と委員紹介を終わらせて頂きます。なお、陸上自衛隊様、海上自衛隊様、大和警察署様、相模鉄道株式会社様におかれましては、それぞれの機関からご1名ご

の会議にご同席をさせて頂いておりますので、ご了承下さい。ここで、事務局の紹介をさせて頂きます。まず、防災対策課長の沢木進でございます。

『沢木でございます、よろしく願致します』

次に、国民保護法制を担当しております、萩野谷公一でございます。

『萩野谷でございます、よろしく願致します』

同じく防災対策課の加藤得治でございます。

『加藤でございます、よろしく願致します』

最後に、わたくし防災対策課チーフの土田孝司でございます。どうぞ、よろしく願致します。続きまして、協議会の運営につきまして、事務局から、ご説明申し上げます。

◆事務局(沢木防災対策課長)

改めてご紹介させていただきます。防災対策課長の沢木と申します。恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、どうぞよろしく願致します。まず、配布資料の確認をさせていただきます。まず、「第1回大和市国民保護協議会次第」がございます。その次に、「第1回大和市国民保護協議会席次表」、続きまして、資料1から資料7までございます。ご確認できましたでしょうか。よろしいでしょうか。それではご説明させていただきます。

まず、資料の2、「国民保護法(協議会関係規定抜粋)及び大和市国民保護協議会条例」をご覧頂きたいと思っております。まず、左側のページに、国民保護法の抜粋を記載してございます。法の第39条第2項に協議会の所掌事務が規定されておまして、協議会は、市長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議すること、国民の保護に関する重要事項に関し市長に意見を述べることとされております。また、第40条には協議会の組織について規定されております。第2項に会長は市長をもって充てること、第4項に委員の方の選任区分、第5項は法第38条第5項の規定を準用すると規定されておまして、内容は委員の方の任期が2年であること等が規定されております。

次に、右側のページに、大和市国民保護協議会条例を記載してございます。大和市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。次に各条毎の内容について、順次ご説明申し上げます。第1条「趣旨」といたしましては、大和市国民保護協議会を設置する根拠法令について規定しております。第2条「委員及び専門委員」といたしましては、委員の定数を30人以内とし、関係指定行政機関等から専門知識を有する職員を専門委員として選任できる旨の内容を規定しております。第3条「会長の職務代理」といたしましては、会長が指名することと規定しております。第4条「会議」といたしましては、協議会の招集並びに議決について規定しております。第5条「部会」といたしましては、国民の保護のための措置は多岐にわたっており、個別に検討することが必要となる場合も考えられることから、協議会に部会を置くことができる旨を規定しております。第6条「委任」といたしましては、協議会の運営に必要な事項につきましては、協議会に諮って定める旨を規定しております。最後に「附則」といたしましては、公布日から施行する旨が記載されております。なお、施行日は、平成17年12月27日となっております。

続きまして、資料を1ページおめくり頂き、「大和市国民保護協議会運営要領(案)」をご覧下さい。内容としましては、「第1条が趣旨を」「第2条が会議の招集を」「第3条が委員の代理出席等を」「第4条が異動等の報告を」「第5条が事務局を」「第6条が記録を」「第7条が雑則を」最後に附則としまして、施行日を記述してございます。

1ページおめくり頂き、「大和市国民保護協議会傍聴要領(案)」をご覧下さい。

本市では、「大和市審議会等の公開に関する要綱」が定められております。本要綱では、第3条に「審議会等の会議は公開とする。」、同第7条で、「会議の傍聴に関して必要な事項は別に定める。」と規定されております。このような内容から「大和市国民保護協議会傍聴要領(案)」について、ご審議下さいますようお願い致します。

なお、会議終了後に会議記録をホームページ等で公開いたしますが、情報提供にあたりましては、個人情報の提供及び内容について、事前にご本人様の了承を得ることとされております。事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされました委員のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。なお、公開前に、各委員にご発言の内容を確認させていただきますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

◆司会(土田チーフ)

ただいま事務局が、ご説明申し上げましたとおり、本協議会の「会長の職務代理者」の指名と、協議会の運用要領並びに協議会の傍聴要領につきまして、ご審議頂くようになりますので、会長に議長をお願いしまして、会長職務代理者の指名と各要領につきまして、ご審議頂きたいと思っております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

〔会長の職務代理の指名〕

◆会長(土屋侯保市長)

大和市長の土屋侯保でございます。それでは、早速ですが、会長の職務代理につきまして指名したいと存じます。「大和市国民保護協議会条例」の規定で、「会長が指名する委員」となっておりますので、鎌田委員を「会長の職務代理」者に指名致します。

続きまして、「大和市国民保護協議会運営要領(案)」と「大和市国民保護協議会傍聴要領(案)」につきまして、事務局から説明がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。

(異議なし)

◆会長(土屋侯保市長)

異議がないということですので、そのようにさせて頂きたいと思っておりますので、それぞれ(案)をお取頂きたいと思っております。それでは、進行を司会に返します。

◆司会(土田チーフ)

それでは、ご報告申し上げます。本日の協議会の出席者は過半数に達しております。よって大和市国民保護協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。それでは、ただ今ご審議頂きました「大和市国民保護協議会傍聴要領」に基づきまして、本協議会の傍聴を許可させていただきます。

(傍聴人入室)

◆司会(土田チーフ)

ただいま、ご入場頂きました傍聴人にお知らせします。先ほどお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」を遵守して頂き傍聴をお願い致します。それでは、協議会を再開いたします。はじめに、本協議会の会長であります、土屋侯保市長からごあいさつ申し上げます。

◆会長(土屋侯保市長)

国民保護法第40条第2項の規定で「市町村国民保護協議会の会長は市町村長をもって充てる」となっておりまして、会長となりました、市長の土屋でございます。よろしくお願い申し上げます。また、ただいま皆様には委嘱状を交付させて頂きました。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。協議会を立ち上げまして皆様に委嘱をさせて頂いたわけですが、まず、事務局からは協議会に先立ちまして、協議会の運営、傍聴の要領などの説明があったわけですので、会長としましても会長の職務代理者を指名させて頂きました。そもそも地方公共団体の役割でございますが、国及び地方公共団体はあらかじめ国民保護計画を作成することとされておりまして、その場合、国が作成する「国民の保護に関する基本指針」に基づき都道府県が計画を作成し、その都道府県計画を基に市町村が計画を作成するわけですので、市町村は平成18年度中に作成することとなっております。

また、本国民保護協議会でございますが、国民保護計画を作成するにあたって広く住民の意見を求めるとともに、関係する者から意見を徴収する組織でございます。全ての都道府県及び市町村に国民保護協議会が設置されることとなっているものでございます。国民保護計画の作成及び変更にあつては、地方公共団体の長は、国民保護協議会に諮問しなければならないとされておりまして、それでは国民保護法がどうして制定されたのかでございますが、昨今の世界情勢、特に大和市は厚木基地がございまして、世界の平和、あるいは防衛といった事には大いに関わりがある自治体でございます。

大和市の長として、基地問題、米軍の再編問題についても考え、分析をしているわけでございます。こうした中で、我々地方自治体としましては、市民を守るため国の法に基づいて、ご説明をさせて頂いたような協議会を設立、国民保護計画を作成し、いろいろな対応、役割を果たしていかなければなりません。これから議題に入りまして、今わたくしがお話した内容の説明があろうかと思いますが、第1回目でございますので、そうした国民保護計画に対するご理解を深めて頂き、今後の大和市の平和、大和市国民保護計画の策定にご尽力頂きたくお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

◆会長(土屋侯保市長)

それでは、議事を進めさせていただきます。「大和市国民保護計画について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。

◆事務局(萩野谷主査)

防災対策課の萩野谷でございます。大変申し訳ございませんが、着席をさせて頂き、ご説明させて頂きます。大和市国民保護計画策定スケジュール(案)につきましては、このあと議題(2)で、ご説明申し上げますが、次回以降の国民保護協議会におきまして、市側でお示しをさせて頂きます、国民保護計画(原案)につきましては、ご審議頂くこととなります。本日は、資料を概略的に説明させて頂きながら、国民保護法及び国民保護計画の策定について、ご理解を深めて頂ければと考えておりますので、よろしくお願い致します。それでは、資料に基づきまして、長くなり恐縮ではありますが、ご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、資料3の「国民の保護のためのしくみ」について、ご説明申し上げます。それでは資料を2ページおめくり頂きまして、本編の第1章からご説明いたします。第1章は「国民保護法成立までの経過」について記載されております。まず、平成15年、我が国が外部から武力攻撃を受けたときに、対処する基本法といたしまして、「武力攻撃事態対処法」が制定されました。武力攻撃事態対処法では、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続などの基本的事項を定めております。この法律の制定によりまして、我が国における、武力攻撃等の緊急事態への対処に関する制度の、基礎が確立いたしました。下の段の囲みに「平成16年の通常国会で成立した法律」がございますが、これは武力攻撃事態対処法に定められた、基本理念等の枠組みの下で、整備されたものでございまして、平成16年の6月に成立いたしました。一番左に、「国民保護法」がございます。ただいま申し上げました「武力攻撃事態対処法」の、基本的枠組みの下で整備されました、個別の法制のひとつでございまして、平成16年の9月17日に施行されております。

続きまして、資料の2ページをお開き頂きたいと思います。第2章では「武力攻撃事態の想定に関する事項」が定められております。武力攻撃事態の想定といたしまして、3ページの上段にございます。①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④の航空攻撃の4類型に整理されているところでございます。

それでは、資料の4ページをお開き頂きたいと思います。第3章では「国民保護法の概要と国・地方公共団体の役割」について記載されております。まず、国民保護法の概要としまして、国民保護法の基本的な構成が記載されております。国民保護法では、武力攻撃事態等のほか、大規模テロ等の緊急処理事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃事態等に伴う被害を、最小にすることができますよう、国や地方公共団体等の役割分担や、その具体的な措置が規定されておるところでございます。

なお、資料の5ページから7ページにつきましては、避難及び救援について、その具体的な措置について記載されております。

続きまして、資料の8ページをご覧頂きたいと思います。「国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等」の全体像でございます。武力攻撃事態等におきましては、国、県、市町村及び指定行政機関、指定公共機関、それぞれが国民保護措置を行うこととされておりますが、いざというときに円滑に措置が行えるよう、それぞれがあらかじめ計画等を作成することとされております。まず、一番上の段に「国」という囲みがございまして、国は国民の保護に関する基本指針を策定することとされております。この国民の保護に関する基本指

針は、国民の保護に関する計画の体系の中で、中核をなすものでございます。指定行政機関、都道府県、市町村、そして指定公共機関は、この基本指針に基づきまして、計画を作成することとされておりまして、三段目をご覧いただきたいと思いますが、中央に市町村がございます。なお、市町村の囲みに向かって都道府県から矢印が下りておりますが、市町村の計画は、都道府県の計画に基づいて計画を作成することとされているものでございます。また、下側から矢印が伸びておりますが、市の計画作成に当たりましては、国民保護協議会に諮問することとされておりまして、

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思いますが、第4章としましては、消防の役割、自主防災組織やボランティアの活動などについて記載されております。実際に武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の避難誘導には消防の役割、自主防災組織そしてボランティアの活動に大きな期待を寄せているところでございます。資料の12ページ以降は、国の対応状況、スケジュール等について記載されております。「国民の保護のためのしくみ」につきましては、以上でご説明を終わらせて頂きます。

続きまして、資料の4、「国民の保護に関する基本指針」の概要につきまして、ご説明させていただきます。それでは、資料の1ページから6ページまでが「目次」となっておりますので、表紙を含めまして、5ページおめくり頂きます。本編の3ページをご覧いただきたいと思いますが、

それでは、第1章の、「国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針」から、ご説明いたします。具体的には、国民保護措置の実施に当たりましては、「基本的人権の尊重」、「正確な情報を適時適切に国民に提供」、「指定公共機関等の自主性を尊重」といった留意事項が示されております。

続きまして、11ページをお開き下さい。第2章では「武力攻撃事態の想定に関する事項」が定められております。武力攻撃事態の想定といたしまして、「着上陸侵攻」、12ページに移りまして、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、13ページにまいりまして、「航空攻撃」の4類型に整理されているところでございます。この類型に応じまして、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置の実施にあたっての留意事項が整理されているところでございます。

続きまして、15ページをお開き下さい。第3章では「実施体制の確立」が定められております。第1節の3番目の○印をご覧いただきたいと思いますが、都道府県においては担当職員による当直など、24時間即応可能な体制の確保に努めることとされておりまして、また、市町村におきましても、当直等の強化に努めることとされておりまして、続きまして、18ページをお開き下さい。

第4章では「国民の保護のための措置に関する事項」が定められておりますが、この章では、住民の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃災害への対処に関し、その方法、役割分担等の運用事項が具体的に定められております。まず、住民の避難の流れでございますが、(1)の「警報の発令」をご覧いただきたいと思いますが、まず、武力攻撃事態等において、国の対策本部長が警報を発令いたします。次に、(2)の「警報の通知及び伝達」でございますが、国の対策本部長が住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対

しまして避難措置を指示いたします。市町村では県知事の通知に基づき、警報の伝達を行うものでございます。

続きまして、20ページをお開き頂き、(4)の「避難に当たって配慮すべき事項」をご覧ください。避難措置を受けました都道府県知事は市町村長を経由して、住民に対して直ちに避難を指示することとされています。

次に、27ページをお開き下さい。4の「避難住民の誘導」でございますが、市町村長は、避難住民を誘導するとされており、基本指針においては、地域の特性に応じた避難の方法が定められております。

続きまして、32ページをご覧ください。第2節の「避難住民等の救援に関する措置」でございます。国の対策本部長から指示を受けました都道府県知事は避難住民等に対しまして収容施設の供与や食品の給与等の救援を実施することとされており、また、食品、飲料水、寝具等につきましては、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めるとされており、NBC攻撃による災害の場合の医療につきましては、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施するとされているところでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。第3節の、「武力攻撃災害への対処に関する措置」でございます。これは、国及び地方公共団体が、それぞれの役割分担に応じて、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に必要な措置を、実施することとされており、住民の危険防止のため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施するとされているところでございます。

続きまして、72ページをお開き頂きたいと思っております。第5章の、「緊急対処事態への対処」についてでございます。ここでは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても、国民保護措置に準じた措置を実施することとされており、また、第1節の「緊急対処事態」の想定として、4つの事態が記載されております。それぞれ具体例が記載されておりますが、原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破、ターミナル駅や列車の爆破、炭疽菌やサリンの大量散布、航空機による自爆テロ等でございます。以上で、「国民の保護に関する基本指針」の概要につきまして、ご説明を終わらせて頂きます。

続きまして、資料の5、「市町村国民保護モデル計画」につきまして、ご説明申し上げます。なお、「市町村国民保護モデル計画」としましては、モデル計画全般の考え方につきまして、ご説明させていただきます。まず、市町村国民保護モデル計画は、都道府県国民保護モデル計画と連動するものでありまして、計画の位置付け等については、都道府県国民保護計画と同様とするとされており、また、市町村が、国民保護措置を講じるにあたり、実務上必要となる事項の記載に配慮するものとされており、まず、「計画の位置付け」としましては、地方自治法上の「技術的助言」として位置づけるとともに、市町村の自主性に配慮することはもとより、当該市町村が所在する都道府県の自主性にも配慮したものでございます。

次に「記述すべき内容」としましては、①法令及び基本指針との関係上、市町村が構ずる必要がある措置は網羅するが、可能な限り、簡潔でわかりやすいものとなるよう配慮する。

②必要的記載事項と任意的記載事項が区別できるよう、配慮する。③都道府県モデル計画における「市町村計画の基準」事項との整合が図られるように配慮されています。次に、「計画全体の構成」としましては、①総論、②平素からの備えや予防、③武力攻撃事態等への対処、④復旧等、⑤緊急対処事態への対処、の5の柱で構成されておりまして、都道府県計画と同様になっております。次に、「配慮すべき事項」としましては、一般的事項としまして、①市町村の立場に立った表現とすることし、市町村が実施主体となるものや他の機関との関与の在り方について、市町村の観点から記載することとされております。②としまして、市町村においては、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導が特に重要である点を踏まえ、これらの措置の実際に当たり、留意すべき点を特に記載することとされています。例えば避難実施要領を作成するに際し、平素から用意すべき基礎資料、避難実施要領の例など、可能な限り具体例を盛り込むことがあげられます。③としましては、関係機関の連絡先、手続き等について一覧性のあるものにする等となっております。続きまして、個別事項としまして、①市町村の体制等としましては、○24時間即応可能な体制の在り方(当直や消防機関との連携等)、○事態認定前の対応の在り方、対策本部の在り方、そして通信の確保でございます。○消防団の活性化、自主防災組織、ボランティア団体への支援等について配慮することとされています。また、「警報の伝達」、「避難誘導、避難実施要領」、「地域特性」、「地域防災計画との関係の整理」等についても配慮することとされています。

続きまして、資料の6、「神奈川県国民保護計画(案)」でございますが、現在この計画(案)で、内閣総理大臣と協議中でございます。予定としましては、3月下旬頃には協議が終了すると聞いておりますが、計画に変更等が生じることもございますので、参考資料として、お考え頂きたいと思っております。以上で、「大和市国民保護計画について」、それぞれの資料に基づきましてご説明申し上げました。以上でございます。

◆会長(土屋侯保市長)

ただ今の説明につきまして、皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

(質疑・意見なし)

◆会長(土屋侯保市長)

ご質問がないようでしたら、次の「国民保護法に係る大和市のスケジュール(案)」について、説明をお願いします。

◆事務局(沢木防災対策課長)

それでは、資料の7、「国民保護法に係る大和市のスケジュール(案)」をご覧ください。

今後の大和市国民保護協議会の日程については、平成18年7月上旬に第2回を開催し、「大和市国民保護計画・原案」について、ご審議頂き、平成18年12月下旬に「大和市国民保護計画・案」について、ご審議頂いて、県知事協議を経て、平成19年2月に「大和市国民保護計画」の決定を図る予定でございます。

なお、「大和市国民保護計画・原案及び案」につきましては、事務局にて作成させて頂き各協議会前に、各委員の皆様にお届け致しますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご審査を

お願い申し上げます。また、市民の皆様には、平成18年1月4日にホームページを開設し、2月1日号の「広報やまと」にて情報の提供を行いました。今後につきましては、市民の意見集約を図り、「大和市国民保護計画」作成に反映してまいります。市議会につきましては、平成18年第2回及び第4回、平成19年の第1回定例会において、報告してまいります。以上で「国民保護法に係る大和市のスケジュール(案)」につきまして、ご説明を終わらせて頂きます。

◆会長(土屋侯保市長)

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。本日初回でありますので、何なりと疑問な点などをぜひとも皆さんから出していただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

(質疑・意見なし)

◆会長(土屋侯保市長)

それでは、本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますけれども、本日こうして初めて関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般について、今日の資料だけではなく、何でも結構でございます。何かご意見、ご提案、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

(質疑・意見なし)

◆会長(土屋侯保市長)

それでは、ご意見等はないようでございますので、これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。本日の会議の運営につきましては、皆様から大変ご協力いただきましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。

◆司会(土田チーフ)

ありがとうございました。それでは、本日協議会の開催に先立ちまして委嘱状を交付させて頂きましたが、大和市自治会連絡協議会の副会長の小島様が遅れてご出席を頂きましたので、ここで、委嘱状の交付を行いたいと存じます。大和市自治会連絡協議会副会長 小島 一利 様。ありがとうございました。以上をもちまして、本日の大和市国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。